

公金債権の回収業務の現状と今後の取組

1 新潟市の未収金について

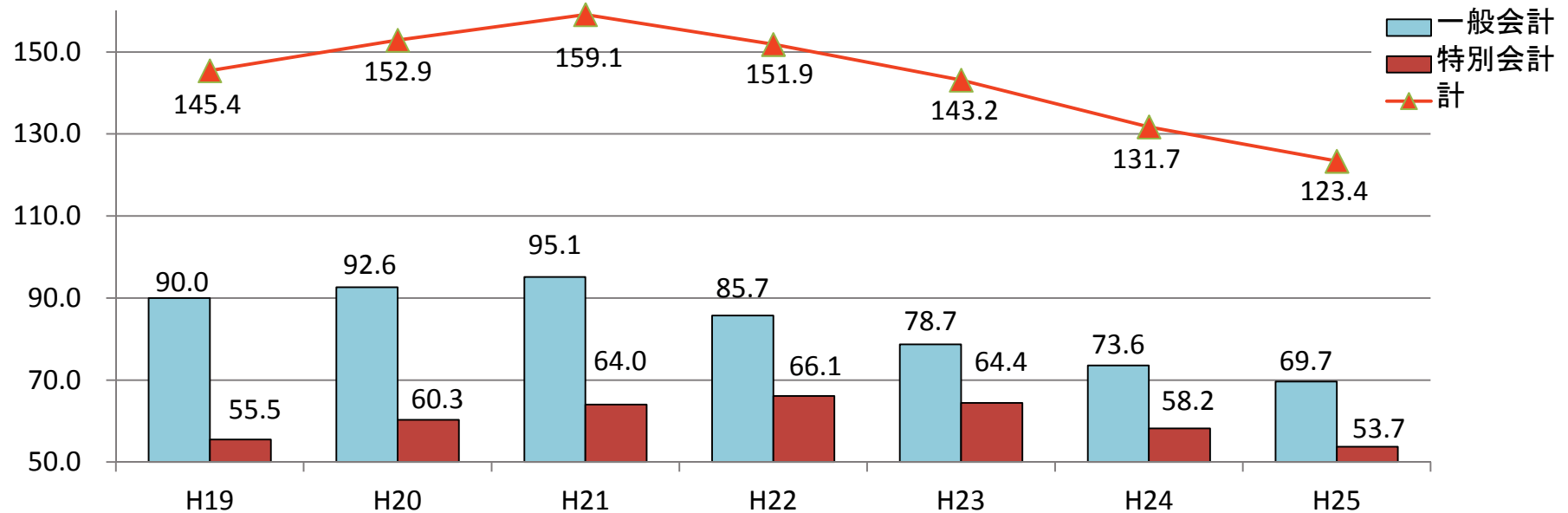
- 本市の保有する債権に係る未収金は、平成23年度に企業会計を除く、一般会計、特別会計の合計で約144億円に達しており、歳入の確保、債権の適正管理、市民負担の公平性の推進には、未収金の縮減を図ることが重要な課題となっていた。

新潟市の未収金（一般会計、特別会計）決算額

単位：億円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般会計	90.0	92.6	95.1	85.7	78.7	73.6	69.7
特別会計	55.5	60.3	64.0	66.1	64.4	58.2	53.7
計	145.4	152.9	159.1	151.9	143.2	131.7	123.4

国費を除く



2 徴収一元化の取り組みの背景と目的

- 平成19年度の政令市移行に伴い、市税徴収を財務部納税課において集中管理し、納税課内に特別滞納整理室を設置して徴収体制の強化を図った。
また、財源確保対策として、市税以外の未収債権について、徴収専門組織である納税課特別滞納整理室で市税の滞納と重複している滞納者の徴収一元化を試行。
- 平成24年7月17日 税務部門の再編に併せ、徴収一元化組織「債権管理課」を財務部内に設置。

債権管理課

() 数字は人数 平成26年12月1日現在

課長 (1)、課長補佐 (1)	
管理調整係 (4)	課の総務
徴収対策係 (6)	強制徴収公債権の引受け
債権回収係 (5)	非強制徴収公債権、私債権の引受け
任期付き職員 (8)	債権所管課の徴収支援

3 債権管理課の主な取り組みについて

平成24年度

- 引受債権12債権 納付相談を中心とした自主納付による滞納解消
- 平成24年8月29日 新潟市債権管理推進委員会
庁内を横断する内部委員会を設置し、債権管理についての意思統一と情報の共有、各部署の未収金縮減に向けた取り組みへの総括的な指導、調整及び進行管理を図る。
- 平成25年3月4日 新潟市債権管理基本方針（平成24年度から平成26年度）
未収金の目標額「平成26年度末に100億円」と、未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取り組みを計画的に実行するための考え方を示した。（現在、平成27年度から平成29年度の次期方針を策定中）
- 平成25年3月4日 新潟市債権管理の手引き
新潟市の債権管理について、地方自治法を基本とした骨格となる考え（事務マニュアル）を整理したもの。

平成25年度

- 引受債権14債権 訴訟・支払い督促に着手
- 民間での金融機関等で債権回収・整理などの経験者を即戦力として平成25年11月～平成28年10月の3年間任用。
- 平成26年3月20日 新潟市債権管理条例
市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めた。

平成26年度

- 引受債権14債権 引受債権の中での多重債務者を中心に引き受けた。

4 引受け債権について

○ 平成24年度、平成25年度は徴収困難案件を引き受ける。

○ 平成26年度の強制徴収公債権は高額案件を優先せず、市税、国民健康保険料の重複滞納者を優先して引き受けた。

債権管理課の引受債権について

(金額 単位：千円)

区分	債権名	引継基準	H24			H25			引継基準	H26	
			当初引受け		債権管理課 収入済額	当初引受け		債権管理課 収入済額		当初引受け	
			件数	金額		件数	金額			件数	金額
強制徴収 公債権	市税	1世帯300万円以上	524 (1,150)	1,643,015	300,445	981	1,443,532	280,642	市税・国保の重複滞納者①	817	667,088
	保育料	50万円以上	258	233,642	34,247	233	188,450	29,950	①との重複者	203	162,061
	介護保険料	15万円以上	99	19,745	7,733	91	15,330	8,419	①との重複者	141	20,847
	国民健康保険料	50万円以上	1709	1,326,730	419,513	1,386	1,022,953	424,006	市税・国保の重複滞納者①	1,213	786,487
	後期高齢者医療保険料	国保引継者との重複者	10	1,163	422	19	2,236	422	①との重複者	20	2,661
	未熟児養育医療費負担金 (H25から)	1万円以上	—	—	—	6	362	271	徴収支援のみ	2	55
	下水道受益者負担金・分担金	10万円以上	175	38,989	11,912	125	27,577	7,168	①との重複者	99	15,102
非強制徴収 債権	清掃手数料	10万円以上	45	10,697	2,863	46	9,097	3,327	10万円以上	42	8,241
	生活保護費返還金・徴収金	50万円以上	42	68,380	5,292	45	65,271	2,025	50万円以上	51	66,745
	ひまわりのクラブ利用料 (学童保育)	5万円以上	107	8,388	4,942	63	4,369	3,324	5万円以上	36	2,615
	母子・寡婦福祉資金償還金	20万円以上	248	238,806	68,752	224	222,872	44,877	20万円以上(新規引受せず)	208	206,982
	市営住宅家賃・駐車場使用料	30万円以上	54	42,477	3,976	71	38,454	8,295	30万円以上	56	26,276
	奨学金貸付金 (H25から)	10万円以上	—	—	—	10	2,012	1,075	10万円以上	14	2,914
	市民病院診療費(個人分)	10万円以上	136	32,882	10,087	147	42,731	11,441	10万円以上	159	37,513
		計	3,407 (4,003)	3,664,914	870,184	3,447	3,085,246	825,242	計	3,061	2,005,586

24年度は市税以外は、人。市税は折衝グループで引き受けたため世帯件数(下段は人数)。
25年度の強制徴収公債権は原則、新規引受はしていない。

5 新潟市債権管理推進委員会

○ 目的

庁内を横断する内部委員会を設置し、債権管理についての意思統一と情報の共有、各部署の未収金縮減に向けた取り組みへの総括的な指導、調整及び進行管理を図る。

設置日 平成24年8月29日

委員長 財務部長 副委員長 税務監

委員 (9) 環境部長、福祉部長、保健衛生部長、建築部長、下水道部長、
教育委員会事務局教育次長、水道局総務部長（平成26年度から）、
市民病院事務局事務局長、財務部市税事務所長

幹事長 財務部債権管理課長

幹事 (14) 環境部廃棄物対策課長、福祉部福祉総務課長、福祉部こども未来課長、
福祉部保育課長、福祉部介護保険課長、福祉部保険年金課長、
保健衛生部健康増進課長、建築部住環境政策課長、下水道部経営企画課長
財務部市税事務所納税課長、教育委員会事務局学務課長、
教育委員会事務局保健給食課長、水道局総務部営業課長、
市民病院事務局経営企画課長

委員会 年4回開催（委員長、副委員長、委員、幹事長）

幹事会 毎月開催（幹事長、幹事）

6 新潟市債権管理基本方針（平成24年度～平成26年度）

新潟市の未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取り組みを計画的に実行していくため、新潟市債権管理基本方針を策定しました。

目標

未収金額 平成23年度決算 約144億円 ⇨ 平成26年度決算 約100億円

策定の背景

本市が債権を取り扱う基本的な考え方や処理基準が、現状では十分とは言えない。

○ 現行職員体制のもとでは、債権所管課に徴収専門職員が不足している。
○ 債権所管課では、徴収ノウハウの蓄積が乏しく、人事異動によりその伝達が困難となっている。

○ 税以外の債権のシステムは滞納整理に対応した仕様となっていない。

○ これまで保証人等に対する履行の請求が十分なされてこなかった。
○ 強制徴収債権については、市税以外は滞納処分による差押等の実績が少ない。
○ 非強制徴収債権については、債権管理に関する統一的な基準整備の必要性が強い。

基本方針

全庁的取り組み

- ①市民が納付しやすい環境づくり
- ②早期催告の実施
- ③制度説明の充実及び貸付時における連帯債務者等への周知徹底
- ④民間ノウハウの活用
- ⑤債権管理に係る統合債権管理システムの整備

- ①債権回収専門組織による集中処理
- ②整理・蓄積されたノウハウの提供
- ③債権回収に係る人材育成の促進

I 新たな未収金発生
の防止(抑
止)

II 過去の未収金の
整理

IV 債権回収に向け
た連携の強化

III 全庁一体とな
った取り組み
の推進

- ①財産調査等による生活状況や納付資力の把握
- ②自主納付の促進
- ③差押えなどの法的措置の強化
- ④回収見込みがない債権の整理

- ①新潟市債権管理推進委員会における意思統一と情報の共有
- ②債権管理に係る進行管理の徹底
- ③債権管理に関する条例の整備とこれに基づく適正な債権管理
- ④納付相談などにおける気づき

V 市民への積極的な周知・啓発活動の展開

債権管理について、個別具体的な法制度への詳細な言及を控え、地方自治法を基本とした骨格となる考えを整理したもの。

第1章 自治法における債権の意義

- ①自治法における債権（金銭債権）
- ②債権の分類（公債権、私債権）（非強制徴収公債権、強制徴収公債権）
- ③各債権の特徴（滞納処分の可否、時効援用の要否など）

第2章 自治法にみる債権管理の流れ

- ①自治法、自治令に規定する債権管理の全体的なイメージ
- ②骨格となる条項の整理
- ③法的措置の必要性について（判例）

第3章 日常の債権管理

- ①スケジュール管理例（新潟市財務規則ベース）
- ②債権発生時の工夫（法的措置の事前説明、保証人の意思確認）
- ③債権管理簿の作成
- ④督促、催告
- ⑤関係機関との連繋（多重債務等）
- ⑥保証人等への請求
- ⑦決裁等（事務専決規程など）

8 新潟市債権管理条例について

新潟市債権管理基本方針

未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取り組みを計画的に実行するための考え方



新潟市債権管理条例

条例で債権管理に関する事務を規定し、基本方針に基づく適正な債権管理事務を実行



公平公正な負担の確保
持続可能な財政運営の確立

新潟市債権管理条例の概要

第1条 (目的)

市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、事務の一層の適正化を図り、公平かつ公正な市民負担の確保と効果的かつ効率的に未収金を縮減することで、持続可能な財政運営に資することを、目的とします。

第2条 (定義)

用語の定義

第3条 (他の法令等との関係)

新潟市債権管理条例の運用については、法令若しくは他の条例がある場合は、法令及び他の条例の規定が優先します。

第4条 (市長等の責務)

市長及び地方公営企業管理者は、法令等の定めるところにより、市の債権を適正に管理します。

第5条 (管理台帳の整備)

市の債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した管理台帳を整備します。

第6条 (庁内の情報共有)

守秘義務に反しない限りで、個人情報保護条例による規制の例外として、債権の管理に関する事務に必要な場合、庁内で情報を共有できることとします。

第7条 (督促、滞納処分、強制執行等)

市の債権が履行期限までに履行されなかった場合に督促、滞納処分、強制執行等を行います。

第8条 (延滞金等) 第9条 (遅延損害金等)

原則として、延滞金(遅延損害金)を徴収(請求)することを規定します。なお、特別の事情がある場合には、減免を行うこととします。

第10条 (債権の放棄)

非強制徴収債権について、条例に定める要件に該当し、それ以上の徴収が不能又は不相当と判断される場合には、その権利を放棄できること及び放棄した場合は議会に報告することを規定します。

第11条 (委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めます。

付則 施行期日 平成26年4月1日施行(第5条、8条、9条は平成27年4月1日施行)

9 訴訟・支払い督促について

○新潟市長の専決処分事項について

- ・ 和解及び調停に関すること（ただし、併せて損害賠償の額を定める場合に限る。）
- ・ 1件300万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

本市では、「訴訟」は議会の議決が必要。

市民病院は、地方公営企業法の適用があるので議決を要さない。⇒支払い督促を実施

【議案関係】

平成26年12月議会まで

H25年度	訴えの提起	一般廃棄物処理手数料	4件
		生活保護費徴収金	3件
		ひまわりクラブ使用料	1件
	権利の放棄	生活保護費徴収金	1件
H26年度	訴えの提起	一般廃棄物処理手数料	2件
		生活保護費返還金・徴収金	1件
		生活保護費徴収金	1件
		ひまわりクラブ使用料	5件
		権利の放棄	生活保護費徴収金

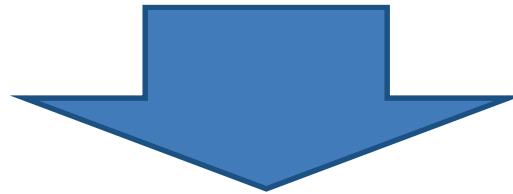
【市民病院】

平成26年11月まで

H25年度	支払督促	市民病院診療費 (個人分)	7件
	通常訴訟		5件
H26年度	支払督促		6件
	通常訴訟		3件

10 今後の債権管理について

- 適正な債権管理の推進
- 庁内連携による多重債務対応
- 職員の資質の向上
- 広報の強化



市債権の適正管理